

ピーエム PM2.5(微小粒子状物質)に 関する情報

●お問い合わせ／市環境衛生課環境保全係 ☎31-0933

中国でのPM2.5による大気汚染等により、日本国内でもPM2.5濃度の上昇が観測されています。山形県では11か所(本市内では光ケ丘局)でPM2.5の観測を実施しています。測定結果は山形県ホームページで公表されており、現在の状況を常時リアルタイムで確認することができます。

【山形県環境大気監視測定結果アタロス】<http://www.pref.yamagata.jp/taiki/taikilist01.html>

◆酒田市ホームページのトップページ「お知らせ」からも確認できます。

※PM2.5／大気中に浮遊する直径2.5マイクロメートル(2.5ミリの千分の1の大きさ)以下の粒子状物質。粒径が小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系および循環器系へ影響を与えることが懸念されています。

注意喚起の情報について

●注意喚起情報を出す時の基準
測定値が午前5時～7時の1時間値の平均が85マイクログラム／立方メートルを超えた場合。

注意喚起情報の伝達方法

●注意喚起情報の伝達方法
県が市町村や報道機関等に注意喚起の情報を発信します。テレビ、ラジオ、県や市のホームページなどの情報に注意してください。

注意喚起の内容

- 注意喚起の情報が発信された場合は次の点に注意してください。
- 屋外での長時間の激しい運動や外出を控える
- 屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にする
- 外出するときはマスクを着用する
- 呼吸器系や循環器系の疾患を有する方、小児、高齢者などは、体調の変化に注意して行動する

災害廃棄物の処理に関する測定結果について

●お問い合わせ／市環境衛生課管理係 ☎31-0933

市では、平成24年12月28日をもって災害廃棄物の受け入れを終了しましたが、酒田地区広域行政組合最終処分場(埋立地)および周辺地域における放射線量などの測定を継続し、安全性を確認しています。測定結果は表の通りです。この結果は、市ホームページでも公表しています。

1. 最終処分場における測定結果

(1) 地下水、放流水の放射性物質濃度

単位：ベクレル／リットル

月日	測定地点	セシウム134	セシウム137	合計	基準値
3/13	地下水上流	不検出	不検出	不検出	(セシウム134濃度÷60)＋ (セシウム137濃度÷90)≤1
	地下水下流	不検出	不検出	不検出	
	放流水	不検出	不検出	不検出	

(2) 空間放射線量率

単位：マイクロシーベルト／時間

測定地点(高さ1.5m)	2/25	3/4	3/11	3/18	基準値
敷地境界(4地点)	0.02～0.03	0.01～0.03	0.02～0.03	0.02～0.04	0.19以下
バックグラウンド	0.03	0.02	0.03	0.04	

※バックグラウンドとは、自然放射線量を示し、敷地内で災害廃棄物の影響を受けない十分に離れた地点。

2. 最終処分場周辺地域における測定結果

空間放射線量率

単位：マイクロシーベルト／時間

測定地点(高さ1.5m)	3/5	3/21	基準値
大平公会堂	0.04	0.04	0.19以下

暴力団排除条項の導入に伴い各種申請書などの様式が変更されます

●お問い合わせ／市まちづくり推進課市民相談室 ☎26-5726

昨年4月1日に施行された「酒田市暴力団排除条例」に基づき、市は次のような措置を講じることになっていきます。

●公共工事その他の市の事務または事業により暴力団に利益をもたらさないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させないなどの必要な措置を講じること

●公の施設の利用が暴力団などに利益をもたらすときは、利用の許可や承認をせず、また許可や承認を取り消すことができること

これらを実行するための具体的な方法について、検討を行ってきた結果、4月1日から補助金交付など各種申請書などは、暴力団排除条項を盛り込んだ書式に変更になるものがあります。申請時に、生年月日や性別、誓約書などの記入を求められることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

まちづくりの活動を応援します

公益活動支援補助金応募団体募集

●お問い合わせ／市公益活動支援センター(交流ひろば内) ☎26・5612

公益活動の取り組みを応援し、市民の皆さんと行政の協働により魅力あふれる酒田をつくっていくための制度です。皆さんのちょっとした「思い」や「アイデア」を形にしてみませんか。

◎申し込み

期限／4月22日(月)午後5時まで
 申し込み／所定の申請用紙と必要書類を交流ひろば内、同センターへ
 ◆申請用紙は同センターにあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

◎審査

1次審査／書類審査 ▼ 2次審査／公開プレゼンテーション(応募団体・グループによる企画の説明、発表)で公募の市民審査員が審査

公開プレゼンテーション審査員募集

日時／5月11日(土)午後1時～
 場所／総合文化センター ▼ 対象／本市在住で応募団体と利害関係のない方 ▼ 定員／若干名(申し込み多数の場合は抽選) ▼ 申し込み／4月22日(月)まで市公益活動支援センターへ

◎公益活動支援補助金

対象	代表者および半数以上の構成員が市内に住所を有し、主に市内で計画的に公益活動を実践する5人以上の団体・グループ(法人格の有無は問いません)
対象事業	①保健、医療または福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 ⑤環境の保全を図る活動 ⑥災害救援活動 ⑦地域安全活動 ⑧人権の擁護または平和の推進を図る活動 ⑨国際協力の活動 ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪子どもの健全育成を図る活動 ⑫情報化社会の発展を図る活動 ⑬科学技術の振興を図る活動 ⑭経済活動の活性化を図る活動 ⑮職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯消費者の保護を図る活動 ◆営利、宗教的または政治的な活動や他の補助金等の交付を受けている活動、公益を害する恐れのあるような活動は対象になりません。 ◆同一事業の補助回数は3回まで。
助成金額	対象経費の3分の2以内で30万円を上限として助成 ◆団体などの経常的な運営経費、食糧費などは対象になりません。

地域木材の利用拡大を応援します

さかた型地域材利活用促進事業

●お問い合わせ／市農林水産課水産林務係 ☎26・5733

申し込みは4月5日(金)から市役所3階農林水産課水産林務係で先着順に受け付け、定員・予算額に達した時点で締め切ります。
 なお次の二つの事業の併用はできません。

さかたの家づくり利子補給

新築住宅の構造材に酒田産材を6割以上使用する方の住宅ローンに利子補給します。施工業者・金融機関と相談の上、外壁工事開始の40日前まで申し込んでください。
対象／次の全てに該当する方 ①市内に自ら居住するための住宅を新築する方、または新築の分譲住宅を購入する方 ②確実に償還できる(融資は各取扱金融機関の基準により決定) ③融資契約期限の平成26年3月31日まで取扱金融機関と融資契約・実行ができる ▼ **対象住宅ローン**／融資期間35年以内、3年・5年・10年固定金利、融資額が2千500万円以内の住宅ローン(土地購入費を除く) ▼ **利子補給率(取扱金融機関に補給)**／

【3年・5年固定金利】年0・2

地域材利活用普及事業

市内の施工業者による住宅工事などで利用する地域材の購入経費の一部を補助します。工事に着手する前に申し込んでください。
対象工事／個人住宅等の新築、改築・増築・修繕・耐震工事・模様替えを市内に住所および事務所を有する施工業者に依頼する工事 ▼ **対象**／市内に住所があり、対象住宅等を所有し、申請日現在で市税等の滞納がない方 ▼ **補助金額**／市内の山林から伐採された材料の購入費用の2分の1以内で上限10万円(1千円未満の金額は切り捨て)

ペレットストーブや薪ストーブ等に関する補助事業

山形県の再生可能エネルギー設備導入事業を利用してください。詳しくは山形県環境企画課省エネルギー推進担当 ☎023・630・2336へお問い合わせください。